

# 年金受給者だより

No.61

日本金属プレス工業厚生年金基金



マンチカン

平成27年 9月号

## 福祉施設事業(保養施設)の終了について

前号の受給者だよりでお知らせいたしましたとおり、平成二十七年九月末をもちまして福祉施設事業(保養施設)を終了いたします。

具体的には、平成二十七年九月三十日宿泊分をもちまして終了となりますので、ご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

### 直営保養所

直営保養所(ソサエティ)のご利用について

- 京都ソサエティ
- 八ヶ岳美術館ソサエティ
- 箱根ソサエティ

#### 【利用料金】

※一泊一室(二名まで)税・サービス料込  
平日……………六、八九〇円  
休前日……………八、〇七八円

※一名追加につき二、三七六円加算  
※これは、素泊まりの料金で、ホテル内でお食事される場合は、お食事代は、別料金となります。

#### ・一室毎の定員について

箱根につきましては、和室・洋室とも三名、京都・八ヶ岳につきましては、和室四名、洋室三名です。

#### ☆デラックスルームのご案内

各ソサエティとも、デラックスルーム(通常のお部屋の倍の広さ)を開設しております。

料金は、通常のお部屋の二倍で、定員は、京都三名、五名、箱根四名、五名、八ヶ岳四名です。

☆利用申込みは随時受付けております。

★直営保養所のお申込みは、基金総務課まで御連絡ください。

☎03(5638)7811

### 一般契約保養施設

基金と契約しております旅館・ホテル・会館等をご利用の際、受給者とその配偶者に対し、一人一泊三千円(年間三泊まで)の利用補助が受けられます。契約保養所につきましては、予約をお取り

になられた後、基金にご連絡ください。  
なお、契約保養所の一覧につきましては、基金ホームページに掲載しております。また、旅行会社等を通してのご予約は補助金の対象となりませんので、ご留意ください。

## マイナンバー制度について

今後、マイナンバー制度が予定されておりますので、別途個別にご照会する場合がございますので、予めご了承ください。



年金受給者だより No.61 平成27年9月発行 〒130-8554 東京都墨田区両国4-30-7 金属プレス会館8階  
日本金属プレス工業厚生年金基金 TEL 03(5638)7811 FAX 03(5638)7815  
〈ホームページ〉 <http://www.press-pf.com/>

# 当基金解散後(平成二十八年九月予定)の年金給付について

本稿では、解散月(平成二十八年九月予定)まで、解散月以降の取扱いの概略をお知らせいたします。

現在、当基金よりお支払いさせていただいております。基本年金および加算年金(当基金加入期間十五年以上かつ加算年金選択者)につきましては、当基金解散予定月(平成二十八年九月分)までは現状通り当基金よりお支払いをいたします。

当基金の解散月(平成二十八年九月予定)から、事業所ご負担分のプラスアルファ部分(基本年金の上乗せ分および加算年金)の掛金のお支払いはなくなるようになります。代行部分を国へ返還し、代行年金額(受給者様がお勤め中に納めていただきました掛金により算出された年金額です)のみを解散予定月の翌月分(平成二十八年十月分)から国の老齢厚生年金額の中に含まれて支払われるようになります。

なお、当基金解散後、当基金の年金が全てなくなるということではなく、法令に基づいて、当基金の年金の大半を占める代行年金額が国から支払われます。

## 当基金解散後のご留意点

1. 当基金解散後、年金を受給できなくなる方  
 ① 国の受給権を満たしていない方  
 原則として、国民年金と厚生年金を納めた期間が三〇〇カ月以上(受給資格期間が不明な方は、最寄りの年金事務所にお問合わせください。)納められていない方は、国の年金受給の資格を満たされていないので、当基金解散月までで年金支給が停止となります。ただし、今後の法律改正によって、一〇〇カ月以上納めている方については老齢

厚生年金(代行年金額も含む)を受給できる見込みです。

② 障害年金または遺族年金を受給されている方  
 現在は、障害年金または遺族年金を受給されていても、当基金の年金を独自給付として支給しておりますが、解散後は代行年金額は国の老齢厚生年金の扱いとなりますので支給が停止されます。そのため、障害年金または遺族年金の年金額と国から支給される老齢厚生年金額と当基金の代行年金額を足した金額を比べて多い方の金額をご選択されることをお勧めいたします。当基金の代行年金額につきましては、当基金へご連絡いただければ、文書にて回答させていただきますのでご参考になさってください。

2. 在職年金を受給中の方  
 ① 当基金では、ハローワークより支給される「高

## 年金受給者等がご提出する主な届書等の一覧表

◎次の表のいずれかに該当したときは、該当の届書を期日までに、当基金にご提出ください。

届出を必要とする理由	届書名	提出期日	届出義務者又は請求者	ご提出先
雇用保険の失業給付を受け始めるとき	支給停止事由該当届	すみやかに ※5	年金受給者ご本人	当基金
再就職し厚生年金保険の被保険者となったとき				
雇用保険の失業給付を受け終わったとき	支給停止事由消滅届			
退職し厚生年金保険の被保険者でなくなったとき				
生存を確認するため	現況届	毎年1回、誕生月の末日		
	現況調査票	特別現況調査の指定日		
氏名を変更(訂正)したとき	氏名変更届	10日以内 ※2		
住所を変更(住居表示が変更)したとき	住所変更届			
受取方法を変更(金融機関の統廃合により変更)したとき	受取方法変更届			
年金を受けている方が亡くなったとき	死亡届	10日以内	ご遺族(その他法律上の届出義務者)の方	
亡くなった方の未払い分の年金を受けるとき	未支給給付書請求書	すみやかに ※5	生計を一にする次の先順位のご遺族の方(①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹)	
加算年金の受給権者が保証期間内に亡くなったとき	遺族一時金書裁定請求書	すみやかに ※5	①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹および、⑦生計を一にする①～⑥以外のご遺族の方	
年金証書を紛失したとき等	年金証書再交付申請書	その都度	年金受給者ご本人	

※1. 届書(用紙)はお手元の「年金のしおり」に綴じ込まれています。なお、手続方法のご照会または「しおり」を紛失された場合は当基金(☎03-5638-7811)にご連絡ください。

ただし、当基金の生存確認の現況届(はがき)は、あなたの誕生月(生まれた月)の第1週までに当基金の業務委託機関(三井住友信託銀行)から送付されますのでご注意ください。

※2. 「住所・受取方法・氏名変更届」の手続きは、完了までに概ね2か月間かかります。このため、次回の年金を受給される支払期日までは、従来の受取口座を解約されないようお勧めします。

なお、転居された場合は、当基金へのお届とは別に、郵便局への「転居届」もお忘れなくお届ください。このお届によって、旧住所から新住所宛に1年間転送されます。

※3. 「公的年金等の源泉徴収票」の送付先住所(同じく、「源泉徴収票」記載の住所)は、送付日の2か月前までに当基金にご提出いただいた「住所変更届」の届出事項が反映しております。

※4. 離婚に伴う厚生年金の保険料納付記録の分割(合意年金分割・第3号年金分割)は、老齢厚生年金等と同様に、当基金の政府代行部分(基本年金の大部分)の掛金納付記録も、改定請求の翌月分から減額改定となります。

このため、離婚当事者(前配偶者またはあなた)あるいは第3号被保険者が年金事務所に年金分割の改定請求をされた場合は、当基金に至急ご連絡ください。

なお、手続が支払期間に間に合わず、過誤払年金額が生じた場合は、一括納付または支払調整等の方法によって、当基金に返納いただくこととなりますので、充分にご留意ください。

※5. 年金の請求権は、時効によって5年で消滅します。なお、5年未満であっても当基金解散に伴う清算終了日を以て東京法務局に供託することとなりますので、お早めにご請求ください。

三井住友信託銀行から、  
誕生月の月初に送付されます!

## 基金の現況届を忘れていませんか?

- 毎年1回 (定例) ...  
あなたの誕生月の末日までに「現況届」をご提出ください。
- ☆ 基金が必要と認めた特別現況調査 ...  
その対象者は指定された提出期限までに「現況調査票」をご提出ください。

### 生存確認のための現況届

「現況届」は、毎年一回、誕生日の属する月(生まれた月)の月末までに基金に届ける生存の現況確認の届のことです。その期限までに、基金にお届けがない場合は年金の支給を差し止めることとなります。

万一、現況届の遅延によって支給差止めとなったときは、最短でも遅延提出月から二か月後に、差止月分に遡及して年金の支給を再開いたします。

### 具体的な手続き方法

1. 現況届に所定事項をご本人が直筆で記入  
「現況届」は年金受給権者ご本人が生存を申出る届書であるため、この「届書」の①住所および電話番号、②氏名、③生年月日の各欄に、ご本人が直筆でご記入ください。  
ただし、「ご本人が生存されているにもかかわらず、直筆でご記入されるのが困難である場合には、同居の親族等がご本人に代わって、①、②および③生年月日の各欄並びに

「代理人署名」欄の「氏名」、「受給権者との関係」、「住所および電話番号」の各欄に代筆(代理人が直筆でご記入)のうえ、「通信欄」に、「代筆の「ご事情」をお書き添えください。」  
※氏名印(ゴム印等)は、直筆ではありません。

年金受給権者(ただし書に該当される場合は、代筆者)ご本人が「現況届」の所定欄に、直筆でご記入ください。

2 毎年一回、あなたの誕生月の月末までに提出  
この「現況届」は、毎年一回あなたの誕生月(生まれた月)の月末までに、当基金に到着するように、切手を貼ってご提出ください。

なお、届書を紛失された場合、(または、年金受給権者ご本人が直筆でご記入されることが困難な場合であって、代筆者が身近に居ないとき)については、生存を証する「住民票」を現況届(代用)として、当基金にご提出されても、差し支えありません。  
3. ご本人が死亡または行方不明等の場合には...  
万一、年金受給権者ご本人が死亡、失踪または行方不明の場合には、当基金に至急ご連絡ください。

なお、基金の年金は、ご本人の生存中に支払う終身年金です。ご本人の死亡後に受領された年金は、過誤払い年金による返納金として、当基金に納付いただくこととなります。

ただし、死亡後の受領であっても、生計同一(または維持関係にあった遺族(※)に限って、死亡月分までの未支給給付を受給することができます。  
※遺族：遺族給付(退職年金未支給給付)および遺族一時金)における遺族の定義

### 【様式(見本)】年金受給権者現況届

▶【年金受給権者現況届】提出の手続き

氏名	住所	電話番号	生年月日	性別	印
氏名	住所	電話番号	生年月日	性別	印

**見本**

これは、見本ですので、ご使用できません!

■今年も1回の「現況届」をご提出いただき誠にありがとうございます。来年も引き続きよろしくお願いたします。

年齢雇用継続給付」を受給されていても、在職年金の停止対象にはなっておりませんが、解散後は「高年齢雇用継続給付」を受給されている場合、国の在職老齢年金の停止対象になりますので、解散翌月以降は支給額が減額される可能性があります。

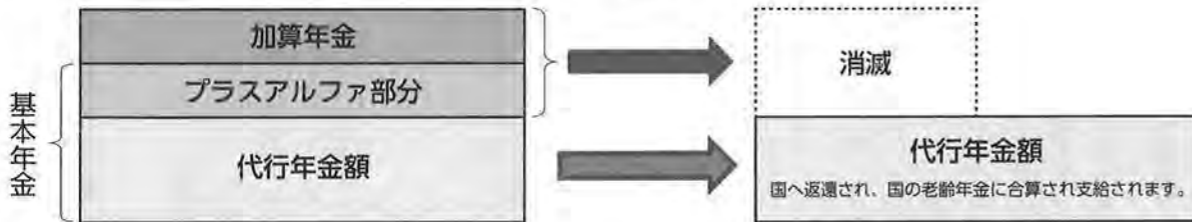
②七十歳以上の被用者の方  
当基金では、七十歳以降の方は在職中でも全額支給しておりますが、解散後は、法令に基づき在職中は支給が停止される場合があります。

3. 分配金について  
国へ代行部分を返還後、残余財産がある場合には、受給期間に応じて分配金をお支払いする見込みとなっております。

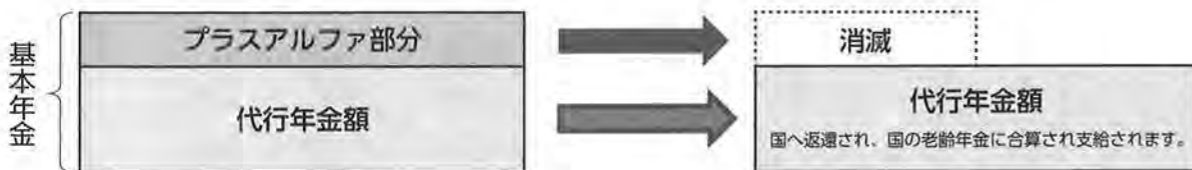


## 当基金解散後のイメージ

### ●第1種退職年金(基金年金+加算年金)を受給中の方



### ●第1種退職年金(選択一時金受給済の方)または第2種退職年金を受給中の方



年金について、ご不明な点などございましたら、  
当基金までお気軽にご連絡ください。

月~金 8時45分~17時15分

03-5638-7811



# 解散等手続きの 進捗状況の お知らせ

## 当基金解散後の給付について

当基金は、平成二十六年八月四日付の解散等方針の議決に基づき、平成二十八年九月解散の認可を目指して、諸手続きを進めているところです。

スケジュール概要(五頁参照)

### ①事業主説明会

第九十五回代議員会(平成二十七年二月十九日開催)の議決によって、事業主説明会を解散等方針議決に伴う「第二回事業主および担当者説明会」を平成二十七年三月二十三日から五月二十日まで間に十六会場に分けて、「手続き(実務)の説明」について、周知の説明会を開催し、以下のとおり質疑応答がありました。

### ②代議員会の議決

第九十五回代議員会(平成二十七年二月十九日開催)によって、当基金解散を見据えて、公平な分配金の原資に組入れるべく、福祉施設資産の売却および保全を順次進めるために平成二十七年九月末を以て「福祉施設事業を廃止」する議案および解散手続きに関する「事業主および担当者説明会の開催」する議案が議決承認されました。

福祉施設事業の廃止(八頁参照)

### 第二回事業主および担当者説明会 質疑応答集(年金受給者関係・抜粋)

**Q** 解散したら本人が掛けた掛金も無駄になるのか？

**A** ご本人が納付された代行部分の掛金に対応する年金は日本年金機構が、法令の受給権および支給規定に基づき、引き継ぎますので、掛け捨てとはなりません。

**Q** 分配金はいつ頃支給されるのか、また金額はいくらくらいになるのか？

**A** 当基金の解散認可後、記録整備が完了した後となりますので、支給は平成三十一年三月頃と見込んでいます。仮に、平成二十六年三月三十一日に当基金が解散した場合、加入員様の分配金の総額が五億円となりますので、加入年数等を無視して人数(二六、〇〇〇人)で頭割りしたときのご参考額は約三万円となります。ただし、分配金につきましては、本来は加入年数等に応じて公平に分配されますので、解散時における残余財産と加入年数等によって実際のお受け取り額は異なりますので、留意ください。

## スケジュール概要

### ■すでに実施されたスケジュールの状況

平成26年8月4日	①解散等方針を議決
平成26年8月5日	②解散等方針議決および一時金支払い休止をお知らせ
	③年金受給者だより(No.59・平成26年9月号発行)によって、〈1〉解散等方針議決の経緯とその概要、〈2〉質疑応答集、〈3〉当基金解散後の年金給付の仕組み(イメージ)、当基金解散および清算に関するスケジュール概要等々を掲載
	④第94回代議員会の議決によって、事業主説明会を開催
平成27年2月19日	⑤第95回代議員会の議決によって、福祉施設事業の縮小・廃止等と、解散手続きに関する「事業主および担当者説明会の開催」を議決承認…年金受給者だより(No.60・平成27年3月号発行)
	⑥事業主および担当者説明会を平成27年3月下旬頃～5月中旬頃に開催し、解散の同意手続き(〈1〉事業主および〈2〉加入員各々の3分の2以上の同意並びに〈3〉事業所毎の加入員の3分の1以上で組織する労働組合の4分の3以上の同意) ※なお、当初の期日までに法定同意数に達していないため、平成27年9月30日(当基金必着)に提出期限を延長しました。
平成27年8月5日開催	⑦第147回理事会に、前記⑥の説明会の進捗状況を報告

### ■今後のスケジュールの状況

平成27年9月30日開催予定	①第96回代議員会に、前記⑥⑦を報告
	②受給者および受給待期者宛てに手続きの進捗状況のお知らせ
平成28年2月頃開催予定	③第97回代議員会に、前記②を報告
平成28年7月頃開催予定	④当基金の加入員記録と厚生年金保険の被保険者記録の記録整備を仮完了し、解散等に関する同意書を所定の同意率を取得した後、第98回代議員会で、当基金解散を議決し、厚生労働大臣に解散の認可申請
平成28年9月予定	⑤厚生労働大臣から当基金解散認可に基づき、解散認可をお知らせ…解散の認可月分までは、当基金が現行規約によって年金(代行部分および上乗せ部分)を支給し、翌月の10月分(予定)から、国に移管され、日本年金機構(年金事務所)から、法令に基づき当基金の代行部分が支給されます。
	⑥当基金の加入員記録と厚生年金保険の被保険者記録の記録整備を完了し、最低責任準備金を確定
平成30年6月頃見込み	⑦代行資産を国に返還
	⑧残余財産がある場合は、分配金を計算
平成31年3月頃見込み	⑨残余財産を受給権に応じて分配